

令和7年度 使用料・実費徴収金額について

《 使用料 》

区分\時間帯			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 21時まで
学校園	教室	普通教室	350円	650円	1,200円	1,800円
		特別教室				
		遊戯室	550円	900円	1,800円	2,900円
	体育館		650円	1,150円	2,150円	3,600円
	運動場		550円	900円	-	-

※使用料の免除(無料)について

- ・社会教育法(昭和24年法律第207号)およびスポーツ基本法(平成23年法律第78号)による諸行事に使用するとき。ただし、その諸行事を教育委員会が後援するときのみとする。
- ・地域住民に対し文化・スポーツの普及を図ろうとする者が、その目的のために使用するとき。
- ・地域活動の振興のために本市から助成を受けている者が、その目的のために使用するとき。
- ・公共団体が使用するとき。
- ・公共的団体が地域住民の福祉向上のために使用するとき。
- ・学校関係団体が、教育の目的のために使用するとき。

《 実費徴収金 》

○実費徴収金(照明)

施設名／区分	全灯	半灯	武道場 及び 体育館ギャラリーのみ使用
普通教室	10円/時間	—	—
特別教室 (クラブハウス等)	20円/時間	—	—
遊戯室	20円/時間	—	—
体育館	80円/時間	40円/時間	20円/時間

○実費徴収金(空調)

施設名／区分	全面稼働	半面稼働	体育館ギャラリーに 設置する設備のみ稼働
体育館	730円/時間	370円/時間	90円/時間

※実費徴収金の免除について

- ・地域住民に対し文化・スポーツの普及を図ろうとする者が、その目的のために使用する場合で、幼児、小学生、中学生を対象とする行事を行うとき。
- ・地域活動の振興のために本市から助成を受けている者が、その目的のために使用するとき。
- ・公共団体が使用するとき。
- ・公共的団体が地域住民の福祉向上のために使用するとき。
- ・学校関係団体が、教育の目的のために使用するとき。